

WEB研修にも
対応可能

ハラスメント対策にお悩みの
企業様・自治体様・教育機関様へ

マタハラ

パタハラ

パワハラ

カスハラ

セクハラ

アカハラ

ハラスメント対策、
何から手をつけたら
よいのやら...

部下への指導、
どこからがパワハラ？

ハラスメント 研修ねごと

大阪弁護士会
弁護士による

法律で事業主に義務付けられた
ハラスメント対策の一環として最適な研修

多様な経験・経歴を有する弁護士をあなたの職場に講師派遣し、ハラスメント防止対策のお手伝いをします。
リアルな事例を用いたグループワークで、受講者の意識に訴えかけるハラスメント研修を行います！

※より貴社・貴団体の実情を取り入れた研修とするため、研修実施前に電話又は
面談で担当弁護士と無料の打ち合わせ(1時間程度)も可能です。

経営者向け講演会も対応可 お問合せください



大阪弁護士会 中小企業支援センター
Osaka Bar Association since 1880 行政連携センター



あなたの不安を
トリのぞくペンゴシ

トリヤジ

大阪弁護士会公式キャラクター

本研修のポイント

講義と共に動画視聴・グループワーク等を通じて主体的に考え理解を深める

派遣先のニーズに合わせたプログラムも可

経験豊富な弁護士達が知恵を出し合って作成した大阪弁護士会オリジナルテキストを使用

管理職研修・新入社員研修にも最適

一例) 面接担当の男性社員が面接に来た男性就活生に対して、「彼女はいるの?何年ぐらいいないの?」と聞いていたが、これは○?×?

一例) 問題行動を起こす部下を指導するとき、パワハラにならないためには何に注意したらよい?

研修内容 (120分・1回あたり30名程度を推奨)

動画

- ◎立場による受け止め方の違いを体感しよう

ハラスメント防止対策の必要性

- ◎なぜハラスメントがいけないのか

ハラスメントについて

- ◎何をするとハラスメントになるのか

○×クイズ・意見交換
事案に基づいたグループワーク

問題発生時の相談対応

- ◎被害者・加害者のヒアリングの際の注意点
- ◎解決策・再発防止策など

□研修講師について

大阪弁護士会の中小企業支援センター・行政連携センターが推薦する大阪弁護士会所属の弁護士が講師です。

□研修プログラムについて

大阪弁護士会のオリジナルプログラムで研修を実施します。

□派遣先について

企業に限らず、自治体、学校など、ハラスメント研修にご興味のある団体に講師を派遣することも可能です。

□講師料について

90分7万5000円、120分10万円(いずれも税別・交通費別)。充実した研修を実施するために120分の研修をお勧めします。依頼内容等により、協議させていただきます。

弁護士による「ハラスメント研修ねっと」講師ご紹介の流れ

STEP 1

メール(harassment-net@osakaben.or.jp)又は
FAX(06-6364-7477)にてお申込みください。
なお、お問合せ先電話番号は06-6364-1227です。

STEP 2

お申込みから約1週間で研修講師弁護士を決定
大阪弁護士会事務局から研修講師弁護士の氏名と連絡先
を連絡します。*案件によっては弁護士を紹介できない場合も
ございますので予めご了承ください。

STEP 3

研修講師弁護士からご担当者様に連絡しますので、
打ち合わせ日時・方法をご調整ください。

STEP 4

研修講師弁護士と電話又は面談にて打ち合わせ
(研修要望についてヒアリング実施)

STEP 5

研修実施

研修講師弁護士との
打ち合わせ時に
遠慮なくご相談ください

一例)

- ◎ハラスメント社内規程はどう定めればよいの?
- ◎ハラスメント相談窓口って設置した方がよいの?
- ◎実際に紛争になったらどうすればよいの?

太線の中をご記入ください。

講師派遣申込書(ハラスメント研修ねっと)
大阪弁護士会 ハラスメント研修ねっと窓口 (TEL:06-6364-1227)
FAX:06-6364-7477 Email:harassment-net@osakaben.or.jp

このページをコピーし、太枠内に必要事項を記入のうえ、
FAX又はEmailにてご送信ください。

申 込 日 年 月 日

申 込 者	法人名・ 団体名・屋号	フリガナ		
	氏 名	役 職	フリガナ	
	連 絡 先	〒 TEL() - FAX() - メールアドレス:		
	弁護士会事務局・紹介弁護士からの連絡先(携帯電話可)		TEL() -	

申 込 内 容	業 種	①農業・林業 ②漁業 ③建設 ④製造 ⑤鉱業・採石 ⑥ライフライン ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便 ⑨卸売・小売 ⑩金融・保険 ⑪不動産・物品賃貸 ⑫学術研究・専門技術サービス ⑬宿泊・飲食サービス ⑭生活関連サービス・娯楽 ⑮教育・学習支援 ⑯医療・福祉 ⑰複合 サービス業 ⑱上記以外のサービス業 ⑲その他() *番号に○を付けてください。			
	主な事業内容				
	従業員数	約 名 (うち女性 約 名)			
	(事業所が複数ある場合) 研修申込事業所の従業員数	約 名 (うち女性 約 名)			
	国内の拠点数	支店・営業所 箇所	工場 箇所	倉庫 箇所	
	社内のハラスメント研修について	実施したことがある ・ 実施したことがない			
	ハラスメント規程について	整備済み ・ 未整備			
	研 修	研修希望日時	第1希望: 年 月 日() : ~	第2希望: 年 月 日() : ~	
			第3希望: 年 月 日() : ~		
		研修実施場所	例:大阪市所在の本社会議室等 <input type="checkbox"/> 実施場所: <input type="checkbox"/> オンライン希望 *研修の録画はお断りしています。		
研修希望時間	90分 ・ 120分 ・ 180分 *標準的な研修は120分です。				
受講予定人数	約 名 (うち女性 約 名) *充実したグループワークを実施するにあたり、 1回あたり30名程の受講者とするをお勧めします。				
受講者の属性(予定)	一般従業員 ・ 管理職 ・ 役員 ・ その他() *該当するもの全てに○を付けてください。				
利用の経緯	①パンフレット ②弁護士会ホームページ ③商工会議所など ④役所 ⑤法テラス ⑥裁判所 ⑦知人の紹介 ⑧通りがかり ⑨その他() *番号に○を付けてください。				
ご要望があれば記入ください。*ご要望の内容によっては講師料の増額等を別途ご相談させていただきます。					

上記のとおり申し込みます。なお、

1. 弁護士会は講師となる弁護士を紹介するものであることを承知します。
2. 本依頼に基づく講演の実施及び内容については紹介された弁護士と充分に打ち合わせ、協議いたします。
3. 5~10分程度、弁護士・弁護士会の活動について広報することを承認します。
4. ハラスメント研修ねっと名簿に登録している弁護士がオブザーブ参加する場合があることを承知します。

(企業・団体名)

申込者

印

*以下 弁護士会使用欄

紹介受付(審査)担当会員	紹介 弁 護 士 名	事 件 番 号
登録番号	登録番号	ハラスメント研修 -

~講師派遣申込書は、大阪弁護士会中小企業支援センターのWebサイト(URL:http://soudan.osakaben.or.jp/tyuusyou.html)からもダウンロードできます。~
当センターは、法律相談及び弁護士紹介の業務、並びにこれらの管理運営を行う目的のために、必要な範囲で個人情報(要配慮個人情報を含む。以下同じ。)を利用させていただきます。上記目的以外には、個人情報を利用することはありません。